

東京大学大学院新領域創成科学研究科複雑理工学専攻青西研究室
特任助教募集要項

- 1 職名及び人数： 特任助教（特定有期雇用教職員） 1 名
- 2 採用予定日： 令和 7 年 10 月 1 日
- 3 契約期間： 期間の定め： 有り
(令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)
- 4 更新の有無： 有り
更新する場合は、契約期間満了日の翌日に行い、以後 1 年ごとに行うものとする。
ただし、更新はプロジェクト等又は業務の性質等により定める期間に限定され、
更新回数は 4 回、在職できる期間は 令和 12 年 3 月 31 日
を限度とし、以後更新しない。
※ 更新の判断基準： 予算の状況、業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務
成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ、判断する。
- 5 試用期間： 採用された日から 14 日間
- 6 就業場所： 東京大学大学院新領域創成科学研究科（千葉県柏市柏の葉 5-1-5）
- 7 所属： 新領域創成科学研究科複雑理工学専攻青西研究室
- 8 業務内容： 「ムーンショット目標 10：超次元状態エンジニアリングによる未来予測型デジタルシステ
ム・計測インフォマティクスを中心としたAI/データ駆動科学応用手法の構築と有用性実証」
の教育研究活動に従事。軽度の専攻業務。プロジェクトホームページ：
<https://ms10ds.nifs.ac.jp/>
- 9 就業日・就業時間 専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる
- 10 時間外労働： 無
- 11 休日： 日曜日、土曜日、祝日法に定める休日、12月29日から翌年1月3日までの日、
その他特に指定する日
- 12 休暇： 年次有給休暇、特別休暇 等
- 13 給与： 俸給（月額）： 500,000円
教育研究連携手当： 無
業績・成果手当： 40,000円
通勤手当： 支給要件を満たす場合、当方規定により算出した額を支給（上限55,000円/月）
住居手当： 無
扶養手当： 無
昇賞給： 無
賞与： 無
退職職手当： 無
超過勤務手当： 無
- 14 加入保険： 社会保険： 有 雇用保険： 有（法の定めるところにより加入要件を満たした場合加入）
- 15 給与支給日： 月末締め、原則当月 17 日払い
- 16 応募資格： 博士の学位を有する方又は同等の能力を有する方
日本語、もしくは英語によるコミュニケーションが可能であること
次の分野を専門とする本プロジェクトに貢献できる方：機械学習・AIに関連した情報分野、
計測・制御分野、統計力学・物性基礎理論分野、プラズマ科学に関連する分野（惑星科学を含む）
領域横断型の研究分野へとキャリアを広げたい方を歓迎する
- 17 提出書類： ・東京大学統一履歴書（以下URLからダウンロードし作成すること）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ia/about/jobs/r01.html>
・研究業績の要旨（A4で1ページ程度）
・主要論文（3編以内）のコピー ・研究業績一覧
・本人に関して意見を聞き得る方の氏名、所属、連絡先
※原則として応募書類は返却しません。
また、応募書類等により本学が知り得た個人情報、今回の職員採用の選考のみに
使用しますので、予めご了承願います
- 18 提出方法： 上記書類の電子ファイルを問い合わせ先にメール送信すること
2～3 日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。
- 19 応募締切： 令和 7 年 7 月 14 日（月）10 時必着
※書類選考の上、面接を実施します。面接予定日：7月15日～7月22日（締切前も順次面接）
なお、面接は対面もしくはオンラインを予定しております。面接時の旅費支給はございません。
- 20 採否の通知： 電話又はe-mailで個別に連絡します。
- 21 問い合わせ先： 〒277-8561 千葉県柏市柏の葉 5-1-5
東京大学大学院新領域創成科学研究科複雑理工学専攻青西研究室
担当： 青西 亨
TEL: 04-7136-3903
e-mail: aonishi@edu.k.u-tokyo.ac.jp
- 22 募集者名称： 国立大学法人 東京大学 大学院新領域創成科学研究科
- 23 受動喫煙防止措置の状況： 敷地内禁煙（屋外の指定区域に喫煙場所あり）
- 24 その他： 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
「東京大学男女参画加速のための宣言（2009.3.3）に基づき、女性の積極的な
応募を歓迎します。
採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等か
ら金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有
が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。
このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障の
ない範囲に留める必要があります。
また、教員採用の選考段階において、令和5年9月29日付け5文科高第958号通知「セク
シュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について」に
基づき、学生へのセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認等を行いま
す。